



秋田県公報

目次

規則
秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則（六七・バリアフリー促進手
一ム）

規 則

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十四年十一月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十七号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例（平成十四年秋田
県条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものと
する。

（生活関連施設）

第二条 条例第二号第三号の規則で定める施設は、別表第一の生活関連施設の欄に掲
げる施設とする。

（特定生活関連施設）

第三条 条例第二号第四号の規則で定める施設は、別表第一の生活関連施設の欄に掲
げる施設のうち、同表の特定生活関連施設の欄に掲げるものとする。

（旅客車両等）

第四条 条例第二号第五号の規則で定める鉄道の車両、自動車等は、次に掲げるもの
とする。

- 一 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第五百十一号）第二条第十二号に規定する車両（旅客車に限る。）
- 二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業及び同号八に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 三 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船

（公共工作物）

第五条 条例第二号第六号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十四号に規定する信号機
- 二 公衆電話所
- 三 バスの停留所
- 四 病院、官公庁の庁舎その他の公共施設的位置、名称等を表示するための案内板その他の設備（以下「案内板等」という。）のうち、生活関連施設の設備以外のもの

（整備基準）

第六条 条例第十八条第二項の整備基準は、別表第二のとおりとする。

（適合証の交付の請求等）

第七条 条例第二十一条第一項の規定による請求は、適合証交付申請書（様式第一号）により行うものとする。ただし、条例第二十三条の規定による届出をするときは、当該請求は、第十一条の届出書にその旨を付記して行うことができる。

2 条例第二十一条第一項に規定する適合証の様式は、様式第二号によるものとする。

（適合証の返還）

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、生活関連施設所有者等に対し、当該生活関連施設に係る適合証を返還させることができる。

- 一 生活関連施設所有者等が偽りその他不正の手段により適合証の交付を受けたとき。
- 二 生活関連施設が整備基準に適合しなくなつたとき。
- 三 生活関連施設の使用を変更して生活関連施設以外の施設としたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が適合証を返還させることが適当と認めるとき。

（特定生活関連施設の新築等の協議）

第九条 条例第二十二号第一項前段の規定による協議は、特定生活関連施設新築等協議書（様式第三号）により、当該特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の

- 三十日前までに行うものとする。
- 2 条例第二十二條第一項後段の変更に係る協議は、特定生活関連施設変更協議書(様式第四号)により行うものとする。
(軽微な変更)
- 第十條 条例第二十二條第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 変更後の計画において整備基準に適合させるべき部分の整備基準への適合の状況に変動を生じない変更
 - 二 前号に規定する部分以外の部分の変更
 - 三 工事着手予定日又は工事完了予定日の変更
(工事完了の届出)
- 第十一條 条例第二十三條の規定による届出は、特定生活関連施設工事完了届出書(様式第五号)により行うものとする。
- 第十二條 条例第二十五條第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第六号によるものとする。
(適合状況の報告)
- 第十三條 条例第二十八條に規定する報告は、特定生活関連施設適合状況報告書(様式第七号)により行うものとする。
(国又は地方公共団体に準ずる者)
- 第十四條 条例第三十七條第一項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八條の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
 - 二 土地開発公社
- 2 条例第三十七條第一項ただし書の規定による通知は、特定生活関連施設新築等通知書(様式第八号)により行うものとする。
(添付書類)
- 第十五條 第七條第二項の申請書、第九條第一項及び第二項の協議書、第十三條の報告書並びに前條第二項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 生活関連施設の種類の応じ、別表第三に掲げる図書
 - 二 知事が別に定める様式による生活関連施設整備項目調査
- 2 前項の規定にかかわらず、国等が前條第二項の通知に係る特定生活関連施設について第七條第一項の申請書を提出するときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。ただし、当該通知の内容に変更(第十條各号に掲げる変更を除く。)がある場合は、この限りでない。

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
一 医療施設	病院、診療所、助産所、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第七条に規定する施術所、柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第二条第二項に規定する施術所、薬局その他これらに類するもの	当該生活関連施設の用途に供する建築物又は建築物の部分の床面積の合計(以下「用途面積」という。)が百平方メートル以上のもの
二 興行施設	興行場	当該生活関連施設の用途に供する建築物又は建築物の部分の床面積の合計(以下「用途面積」という。)が百平方メートル以上のもの
三 集会施設	集会場、公会堂その他これらに類するもの	すべてのもの
四 展示施設	自動車展示場、住宅機器展示場その他これらに類するもの	用途面積が百平方メートル以上のもの
五 物品販売	百貨店、マーケットその他の物品販売業	用途面積が百平方メートル以上のもの

附 則

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成十五年四月三十日までの間に特定生活関連施設の新築等の工事に着手する場合における条例第二十二條第一項前段の規定による協議についての第九條第一項の規定の適用については、同項中「当該特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の三十日前まで」とあるのは、「平成十五年四月一日」とする。

別表第一(第二条、第三条関係)

一 建築物

八 運動施設	七 福祉施設	六 宿泊施設	業を営む店舗
体育館、水泳プール、ボーリング場、ス	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第二十条に規定する母子福祉施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第十八条第一項に規定する市町村保健センター、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康センターその他これらに類するもの	旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する施設	を営む店舗
すべてのもの	すべてのもの	用途面積が百平方メートル以上のもの	1トール以上のもの

十四 サービス 店舗	十三 理容所 等	十二 飲食店	十一 公衆浴 場	十 文化施設	九 遊技施設	
クリーニング所（洗濯物の受取及び引渡しのための施設に限る。）、質屋営業の用に供する営業所、銀行の本店及び営業	理容所及び美容所	食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第百二十九号）第五条第一号に規定する飲食店営業（旅館、仕出し屋及び弁当屋を除く。）及び同条第二号に規定する喫茶店営業の用に供する施設	公衆浴場	博物館、図書館、公民館その他これらに類するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第七号及び第八号に規定する営業の用に供する施設、競馬法施行令（昭和二十三年政令第百四十二号）第二条第一項（同令第十七条の七において準用する場合を含む。）に規定する場外設備、自転車競技法（昭和二十三年法律第百九号）第四条第三項に規定する場外車券売場、モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第一条第二項に規定する場外発売場その他これらに類するもの	キー場、スケート場、スポーツの練習場その他これらに類するもの
用途面積が百平方メートル以上のもの	すべてのもの	用途面積が百平方メートル以上のもの	用途面積が百平方メートル以上のもの	すべてのもの	用途面積が百平方メートル以上のもの	

<p>所、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者の営業所又は事務所、給油所その他のサービス業を営む店舗</p>	<p>十五 自動車車庫 不特定かつ多数の者の利用に供する自動車車庫</p>	<p>十六 公衆便所 公衆便所</p>	<p>十七 官公庁の庁舎 官公庁の庁舎（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。）</p>	<p>十八 公益事業の営業所 郵便局、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供する事業場、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業の用に供する事業場、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する事業場その他これらに類するもの</p>	<p>十九 学校等 学校（専修学校及び各種学校を含む。）、自動車教習所、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設及び同法第二十五条に規定する職業訓練施設</p>
	<p>自動車の駐車用に供する部分の床面積が五百平方メートル以上のもの</p>	<p>すべてのもの</p>	<p>すべてのもの</p>	<p>すべてのもの</p>	<p>すべてのもの</p>

<p>二十 共同住宅等 共同住宅及び寄宿舎</p>	<p>二十一 事務所 事務所</p>	<p>二十二 工場 工場その他これに類するもの</p>	<p>二十三 火葬場 火葬場</p>	<p>二十四 複合施設 一の項から二十三の項までに掲げる二以上の生活関連施設（これらの施設のうち一以上が、他の施設が属する項と異なる項に掲げられるものである場合に限る。）で構成される施設（それぞれの施設が明確に区分され、かつ、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）</p>	<p>備考 複合施設を構成する生活関連施設は、それぞれ独立した生活関連施設として条例及びこの規則の適用があるものとする。 二 公共交通機関の施設</p>	<p>区分 公共交通機関の施設</p> <p>生活関連施設 停車場、バスターミナル、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第七号に規定する旅客施設、空港及びこれらの施設に隣接し、かつ、当該施設の利用を目的とする不特定かつ多数の者の通行の用に供する施設</p> <p>特定生活関連施設 すべてのもの</p>
-------------------------------	------------------------	---------------------------------	------------------------	--	--	--

三 道路

公園等	区 分	道路	区 分
	公園、緑地、遊園地、動物園、植物園その他	生活関連施設	生活関連施設
	特定生活関連施設	特定生活関連施設	特定生活関連施設

四 公園等

一般交通の用に供する道路（自動車のみの交通の用に供するものを除く。）

歩道その他これに類するもの（以下「歩道等」という。）又は横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「立体横断施設」という。）を有するもので、国等が設置するもの及び国等以外の者が土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二条第四項に規定する施行地区（その面積が一万平方メートル以上のものに限る。以下同じ。）又は都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第四条第十三項に規定する開発区域（その面積が一万平方メートル以上のものに限る。以下同じ。）内に設置するもの

一 出入口	整備項目	五 路外駐車場	区 分	その他これらに類するもの（当該施設内にある建築物である施設を除く。）
	整備基準	路外駐車場	生活関連施設	及び国等以外の者が土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市計画法第四条第十三項に規定する開発区域内に設置するもの
	特定かつ多数の者の利用に供する各室（直接地上へ通ずる出入口並びに不	路外駐車場	特定生活関連施設	特定生活関連施設

別表第二（第六条関係）

一 建築物

不特定かつ多数の者の利用に供する駐車場（建築物である施設及び機械式駐車場を除く。）

駐車場法（昭和三十一年法律第六号）第二条第二号に規定する路外駐車場と同法第十二条の規定により届け出なければならぬもの及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場（自動車の駐車場の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上のもの）

<p>二 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)</p>	
<p>不定かつ多数の者の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 イ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 ロ 段を設ける場合においては、当該段は、三の項に定める構造に準ずるものとする。 ハ 直接地上へ通ずる一の項に定める構造の各出入口及び駐車場へ通ずる一の項に定める構造の各出入口から不定かつ多数の者の利用に供する室の一の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、四の項口に定める構造のエレベーターを設置するときは、当該一以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 (1) 幅は、内のを百四十センチメートル(車いすが転回することができるところ)を設ける場合は、百二十センチメートル(以上)とすること。 (2) 高低差がある場合においては、水に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基</p>	<p>口又は駐車場へ通ずる出入口のある階及び四の項口に定める構造のエレベーターが停止する階に設けられるものに限る。以下同じ。)の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、次に定める構造とすること。 イ 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口の幅は、内のを九十センチメートル(構造上やむを得ない場合は、八十センチメートル)以上とし、不定かつ多数の者の利用に供する各室の出入口の幅は、内のを八十センチメートル以上とすること。 ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ハ 全面が透明な戸を設ける場合においては、当該戸に衝突を防止する措置を講ずること。 ニ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ホ 床面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。</p>

--	--

<p>(7)(6)(5)(4) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色</p>	<p>準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の第三第二項第一号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。 (3) 一の項に定める構造の出入口並びに四の項口に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 (4) 壁面には、突出物を設けないこと。ただし、やむを得ず突出物を設ける場合で、視覚障害者の通行に支障が生じないよう必要な措置を講じたときは、この限りでない。 ニ 直接地上へ通ずる一の項に定める構造の出入口のうち一以上の出入口から人又は十二の項イに定める構造の案内板等により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、当該出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。 ホ 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、内のを百四十センチメートル(構造上やむを得ない場合は、百二十センチメートル)以上とすること。ただし、段を併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。 (2) こう配は、十二分の一(高さが十六センチメートル以下の傾斜路にあつては、八分の一)を超えないこと。 (3) 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路には、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。 手すりを設けること。 両側には、転落を防止する措置を講ずること。 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色</p>
--	---

<p>四 エレベーター</p>	<p>三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)</p>	
<p>イ 不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する生活関連施設(用途面積が二十平方メートル以上のものに限る。)には、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用することができる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている場合に限る。)に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>ロ イに規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) かこの床面積は、一・八三平方メートル以上とする。</p> <p>(2) かこの奥行きは、内のを百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かこの平面形状は、車いすの転回に支障のないものとする。</p>	<p>不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造(自動車車庫、共同住宅等、事務所及び工場にあつては、イからニまでに定める構造)とすること。</p> <p>イ 両側には、手すりを設けること。</p> <p>ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>ハ 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ニ 一段は、識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>ホ 階段の上端及び下端に近接する廊下等並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>	<p>と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(8) 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

<p>五 便所</p>	
<p>イ 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を一以上設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房を設けること。ただし、用途面積が二十平方メートル未満の生活関連施設において、当該空間を確保することが困難な場合で、車いす使用者が利用することができる便房を設けるときは、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に定める構造の便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内のを八十センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) (1)に定める構造の便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(4) 床には、段を設けないこと。</p>	<p>(4) かこの内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかこの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(5) かこの内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(6) かご及び昇降路の出入口の幅は、内のを八十センチメートル以上とすること。</p> <p>(7) かこの内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(8) かこの内及び乗降ロビーに設ける制御装置(7)に規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(9) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のを百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>(10) 乗降ロビーには、到着するかこの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かこの内には、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかこの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>

<p>六 駐車場 (機械式駐車場を除く。以下同じ。)</p>	<p>イ 不特定かつ多数の者の利用に供する駐車場(自動車の駐車用に供する部分の面積が五百平方メートル以上のものに限る。)を設ける場合においては、次に定める構造の車いす利用者用駐車施設を一以上設けること。</p> <p>(1) 車いす利用者用駐車施設へ通する一の項に定める構造の出入口から当該車いす利用者用駐車施設に至る経路(口)</p> <p>(2) 乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替えができる設備(以下「乳幼児ベッド等」という。)を一以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口の付近には、これらの設備を設けている旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>ロ イに定める構造の便所以外に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、腰掛便座及び手すり配置されている便房を一以上(当該便所に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに一以上)設けること。</p> <p>ハ 不特定かつ多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を一以上設けること。</p> <p>ニ 用途面積が二十平方メートル以上の生活関連施設(興行施設、遊技施設、自動車車庫、学校等、共同住宅等、事務所、工場及び火葬場を除く。)に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を一以上設けること。</p> <p>ホ イに定める構造の便所以外に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、腰掛便座及び手すりが配置されている便房を一以上(当該便所に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに一以上)設けること。</p> <p>ヘ 不特定かつ多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を一以上設けること。</p> <p>コ 車いす利用者用駐車施設へ通する出入口(自動車のみの利用に供するものを除く。)から車いす利用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、七の項イからニまでに定める構造とすること。</p>
<p>七 敷地内の通路</p>	<p>イ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ロ 段を設ける場合においては、当該段は、三の項に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>ハ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝がたを設けること。</p> <p>ニ 直接地上へ通する一の項に定める構造の各出入口から当該生活関連施設の敷地の接する道路若しくは建築基準法第四十三条第一項ただし書に規定する空地(以下「道路等」という。)又は車いす利用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の状況により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、当該出入口から道路等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道路等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>(1) 幅員は、百四十センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 高低差がある場合においては、へに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす利用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(3) 一の項に定める構造の出入口及び車いす利用者用特殊構造</p> <p>ロ 車いす利用者用駐車施設へ通する出入口(自動車のみの利用に供するものを除く。)から車いす利用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、七の項イからニまでに定める構造とすること。</p> <p>(5) 車いす利用者用駐車施設の位置及び自動車の利用に供する出入口から当該車いす利用者用駐車施設に至る経路を表示すること。</p> <p>(4) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 積雪、落雪、路面凍結等に十分配慮し、車いす使用者が安全に利用することができる場所に設けること。</p> <p>ホ イに定める構造の敷地内の通路又は七の項イからニまでに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。()の距離がで</p>

<p>八 観覧席及び客席</p>	<p>造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とする。と。</p> <p>ホ 用途面積が二千平方メートル以上の生活関連施設（自動車車庫、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道路等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の一端に近接する敷地内の通路並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ヘ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、百四十センチメートル（段を併設する場合は、九十センチメートル）以上とすること。</p> <p>(2) こう配は、二十分の一（傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合）は八分の一、七十五センチメートル以下の場合又は敷地の状況によりやむを得ない場合は十二分の一（）を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路には、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>（4）手すりを設けること。</p> <p>（5）両側には、転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>（6）床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>（7）傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>イ 興行施設、集会施設又は運動施設に固定式の観覧席又は客席を設ける場合においては、車いす使用者が利用することができる部分を一以上設けること。</p>
------------------	---

<p>十一 授乳及びおむつ替えの場所</p>	<p>十 浴室及びシャワールーム（脱衣室及び更衣室を含む。以下「浴室等」という。）</p>	<p>九 客室</p>	
<p>用途面積が二千平方メートル以上の医療施設、集会施設、展示施設、物品販売業を営む店舗、文化施設及び官公庁の庁舎には、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を一以上設けること。</p>	<p>医療施設、宿泊施設、福祉施設又は運動施設に不特定かつ多数の者の利用に供する浴室等（居室又は客室の内部に設けるものを除く。）を設ける場合及び公衆浴場においては、次に定める構造の浴室等を一以上（当該浴室等に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに一以上）設けること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。</p> <p>ロ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ハ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ニ 手すり及び腰掛けを適切に配置すること。</p> <p>ホ 高齢者、障害者等が円滑に操作することができる水栓器具を一以上設けること。</p> <p>ヘ 高齢者、障害者等が円滑に操作することができる非常通報装置を設けること。</p>	<p>ロ イの車いす使用者が利用することができる部分は、当該部分へ通ずる一の項に定める構造の出入口から円滑に到達することができ、かつ、観覧しやすい位置に設けること。</p> <p>用途面積が二千平方メートル以上の宿泊施設の客室（宿泊用のものに限る。以下この項において同じ。）のうち、一以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保し、かつ、手すりその他の設備を適切に配置すること。</p> <p>ロ 便所は、五の項イに定める構造とすること。</p> <p>ハ 浴室は、十の項イからホまでに定める構造とすること。ただし、客室以外に同項に規定する浴室等を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 音声、光その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に火災等の非常事態を知らせる装置を設けること。</p>	

<p>十二 案内板等</p>	<p>イ 案内板等を設ける場合においては、当該案内板等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい平易な文字、記号及び図で表記する等高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいものとする。</p> <p>(2) 点字を用いる等視覚障害者が理解しやすいものとする。</p> <p>ロ 五の項イに定める構造の便所を設ける場合においては、その位置を表示する案内板等を設けること。</p>
<p>整備項目</p>	<p>整備基準</p>
<p>一 高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動円滑化経路」という。）</p>	<p>二 公共交通機関の施設</p> <p>イ 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他の施設であつて、当該公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と旅客車両等の乗降口との間の経路には、移動円滑化経路を、乗降口ごとに一以上設けること。</p> <p>ロ 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合においては、第一号の表二の項ホに定める構造の傾斜路及びその踊場又はホに定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上やむを得ない場合で、エレベーター以外の昇降機であつて車いす使用者が円滑に利用することができる構造のものを設けるときは、この限りでない。</p> <p>ハ 移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内のを九十センチメートル（構造上やむを得ない場合は、八十センチメートル）以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>

<p>と。ただし、構造上やむを得ない場合で、第一号の表二の項ホに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときには、この限りでない。</p> <p>二 移動円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 幅は、内のを百四十センチメートル（車いすが転回することができる構造の部分）を設ける場合は、百二十センチメートル）以上とすること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合においては、当該通路の幅は、内のを九十センチメートル（構造上やむを得ない場合は、八十センチメートル）以上とし、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合で、第一号の表二の項ホに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときには、この限りでない。</p> <p>(5) 視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する以上の設備がある場合で、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、この限りでない。</p> <p>ホ 移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) かこの幅は、内のを百四十センチメートル以上とし、かこの奥行きは、内のを百三十五センチメートル以上とすること。ただし、かこの出入口が複数あるエレベーターであつて、車いす使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉するかこの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>(2) かこの内には、かこが停止する予定の階を表示する装置及びかこの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(3) かこの内には、かこが到着する階並びにかこ及び昇降路の</p>	<p>と。</p>
---	-----------

<p>二 階段</p>	<p>出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。 (4) かが内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。 (5) かが内には、手すりを設けること。 (6) かが及び昇降路の出入口の幅は、内のを八十センチメートル以上とすること。 (7) かが及び昇降路の出入口の戸は、ガラスその他これに類するものをはめ込むことにより、かご外からかご内が視認できる構造とすること。 (8) かが及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。 (9) かが内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 (10) かが内及び乗降ロビーに設ける制御装置(9)に規定する制御装置を除く。()は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 (11) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のを百五十センチメートル以上とすること。 (12) 乗降ロビーには、到着するかこの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かが内に、かが及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかこの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>
<p>三 案内設備</p>	<p>不特定かつ多数の者の利用に供する階段は、第一号の表三の項に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。 イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を張り付けること。 ロ 両側には、転落を防止する措置を講ずること。</p>

<p>五 乗車券等販売所、待合所及び案内所(以下「乗車券販売所等」といふ。)</p>	<p>四 便所</p>
<p>イ 移動円滑化経路と乗車券販売所等との間の経路には、一の項二に定める構造の通路を一以上設けること。 ロ 出入口を設ける場合においては、次に定める構造の出入口を一以上設けること。 (1) 幅は、内のを八十センチメートル以上とすること。 (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合で、第一号の表二の</p>	<p>イ 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、第一号の表五の項イに定める構造の便所を一以上設けること。 ロ イに定める構造の便所以外に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、腰掛便座及び手すりが配置されている便房を一以上(当該便所に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに一以上)設けること。 八 不特定かつ多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を一以上設けること。 二 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、乳幼児いす等が配置されている便房を一以上設けること。 ホ 移動円滑化経路と便所との間の経路には、一の項二に定める構造の通路を一以上設けること。 八 公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道駅にあつては、改札口を含む。二において同じ。)の付近には、昇降機等の位置を表示する案内板等を設けること。ただし、昇降機等を容易に視認できる場合は、この限りでない。 二 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、公共交通機関の施設の構造及び昇降機等の位置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>

<p>整備項目</p>	<p>整 備 基 準</p>	<p>三 道路</p>	<p>八 鉄道駅のプラットフォーム、バスターミナルの乗降場及び旅客船ターミナルの乗降用設備</p> <p>イ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 ロ 視覚障害者誘導用ブロック、さくその他視覚障害者の転落を防止する設備を設けること。</p>	<p>七 改札口</p>	<p>改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を以上設けること。 イ 幅は、内りを八十センチメートル以上とすること。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ハ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 ニ 移動円滑化経路を構成する通路に敷設される視覚障害者誘導用ブロックと連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>	<p>六 休憩設備</p>	<p>高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>	<p>項</p>	<p>項水に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するとき は、この限りでない。</p>
<p>一 歩道等</p>	<p>イ 歩道等は、車道、路肩及び停車帯(以下「車道等」という。)と適切な方法により分離すること。 ロ 有効幅員は、二百センチメートル以上とすること。 ハ 横断こう配は、二パーセント以下とすること。 ニ 縦断こう配は、五パーセント(地形の状況その他特別な理</p>								

<p>四 公園等</p>	<p>二 立体横断施設</p>	<p>整備項目</p>	<p>由によりやむを得ない場合は、八パーセント)以下とすること。 ホ 交差点における歩行者の横断の用に供する部分又は横断歩道に接する歩道等と車道等の段差は、二センチメートル以下とすること。 ヘ ホの段差に接する歩道等の部分には、車いす使用者が静止し、又は円滑に転回することができる水平な部分を設けること。 ト 路面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。 チ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。 リ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、当該視覚障害者誘導用ブロックは、黄色その他周囲の路面との輝度比が大きいことにより容易に識別できる色とすること。 立体的横断施設を設ける場合には、当該立体的横断施設は、次に定める構造とすること。 イ 階段、傾斜路及びその踊場の両側には、手すりを設けること。 ロ 階段には、回り段を設けないこと。 ハ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。 ニ 二段は、識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 ホ エレベーターを設ける場合においては、当該エレベーターは、第二号の表一の項水に定める構造とすること。 ヘ 階段及び傾斜路の上端及び下端並びにエレベーターの昇降口に近接する歩道及び通路並びに踊場の部分には、一の項りに定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>	<p>一 出入口</p>	<p>出入口のうち、一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p>
		<p>整備項目</p>	<p>整 備 基 準</p>		

<p>イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。 ロ 車止めのさく等を設ける場合においては、さく等とさく等の間隔は、九十センチメートル以上とすること。 ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ニ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。 ホ 出入口が車道等に接する場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、舗装材を変化させる等により車道等と識別しやすいものとする。</p>	<p>二 園路</p> <p>イ 園路のうち、一以上の園路は、一の項に定める構造の出入口に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。 (1) 幅員は、百二十センチメートル以上とすること。 (2) 縦断こう配は、五パーセント（地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、八パーセント）以下とすること。 (3) こう配が三パーセント以上で延長が三十メートル以上の園路には、延長三十メートル以内ごとに長さ百五十センチメートル以上の水平な部分を設けること。 (4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合で、八に定める構造の傾斜路を併設するときは、この限りでない。 (5) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。 (6) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 ロ 園路に設けられる階段は、次に定める構造とすること。 (1) 幅員は、百二十センチメートル以上とすること。 (2) 手すりを設けること。 (3) 回り段を設けないこと。 (4) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。 (5) 高さが三メートルを超える階段には、高さ三メートル以内ごとに踏幅百二十センチメートル以上の踊場を設けること。 (6) 階段の上端及び下端に接する園路には、長さ百二十センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p>
---	---

<p>三 便所</p> <p>イ 便所を設ける場合においては、第一号の表五の項イに定める構造の便所を一以上設けること。 ロ イに定める構造の便所以外に便所を設ける場合においては、腰掛便座及び手すりが配置されている便所を一以上（当該便所に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに一以上）設けること。 ハ 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を一以上設けること。 ニ 出入口は、二の項イに定める構造の園路に接すること。</p>	<p>四 案内板等</p> <p>案内板等を設ける場合においては、当該案内板等は、第一号の表十二の項イに定める構造とすること。</p> <p>五 駐車場</p> <p>イ 駐車場（自動車の駐車用に供する部分の面積が五百平方メートル以上のものに限る。）を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。</p>
---	--

<p>三 駐車場内の通路</p>	<p>二 車いす使用者用駐車施設</p>	<p>一 出入口(自動車のみの利用に供するものを除く。)</p>	<p>整備項目</p>	<p>五 路外駐車場</p>	
<p>一の項に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、第一号の表七の項イからニまでに定める構造とすること。</p>	<p>イ 積雪、落雪、路面凍結等に十分配慮し、車いす使用者が安全に利用することができる場所に設けること。 ロ 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 ハ 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示すること。 ニ 車いす使用者用駐車施設の位置及び自動車の利用に供する出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路を表示すること。</p>	<p>ハ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。 次)に定める構造の車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。 イ 積雪、落雪、路面凍結等に十分配慮し、車いす使用者が安全に利用することができる場所に設けること。 ロ 幅は、九十七センチメートル以上とすること。 ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ニ 車いす使用者用駐車施設と二の項に定める構造の園路との間の経路には、移動円滑化経路を一以上設けること。</p>	<p>整備基準</p>		<p>と。 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 (2) 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示すること。 (3) 車いす使用者用駐車施設の位置及び自動車の利用に供する出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路を表示すること。 車いす使用者用駐車施設と二の項に定める構造の園路との間の経路には、移動円滑化経路を一以上設けること。</p>

<p>公共交通機関の施設</p>		<p>建築物</p>		<p>生活関連施設の種別</p>	
<p>各階平面図</p>	<p>配置図</p>	<p>付近見取図</p>	<p>各階平面図</p>	<p>配置図</p>	<p>付近見取図</p>
<p>縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、移動円滑化経路の位置、視覚障害者誘導用ブロックの位置、車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置、車いす使用者が利用できる便房のある便所の位置、改札口の位置及び幅、乗降場の位置</p>	<p>縮尺、方位、敷地境界線、敷地の接する公共用通路の位置、協議等に係る公共交通機関の施設と他の施設との別並びに公共交通機関の施設及びその出入口の位置</p>	<p>方位、道路及び目標となる地物</p>	<p>縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建築物及び各室の出入口の位置及び幅、受付等の位置、廊下等の位置及び幅、視覚障害者誘導用ブロックの位置、手すりの位置、車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置、車いす使用者が利用できる便房のある便所の位置、車いす使用者用駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅員、その他整備基準に適合させるべき部分の位置及び寸法</p>	<p>視覚障害者誘導用ブロックの位置、手すりの位置並びに敷地内の通路の位置及び幅員</p>	<p>方位、道路及び目標となる地物</p>
				<p>図 書</p>	
				<p>明 示 すべき事項</p>	

別表第三(第十五条関係)

路外駐車場		公園等		道路	
平面図	付近見取図	平面図	付近見取図	平面図	付近見取図
縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、出入口の位置及び幅、車いす利用者用駐車施設の位置及び幅、車いす利用者用駐車施設から出入口までの通路の位置及び幅員その他整備基準に適合させるべき部分の位置及び寸法		方位、道路及び目標となる地物		縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、出入口の位置及び幅、園路の位置、幅員及び縦断こう配、視覚障害者誘導用ブロックの位置、建築物の位置及び用途、車いす使用者が利用できる便房のある便所の位置、車いす利用者用駐車施設の位置及び幅、車いす利用者用駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅員その他整備基準に適合させるべき部分の位置及び寸法	
縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、出入口の位置及び幅、車いす利用者用駐車施設の位置及び幅、車いす利用者用駐車施設から出入口までの通路の位置及び幅員その他整備基準に適合させるべき部分の位置及び寸法		方位、道路及び目標となる地物		縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、歩道等の位置及び幅員、視覚障害者誘導用ブロックの位置、立体横断施設の位置その他整備基準に適合させるべき部分の位置及び寸法	
縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、出入口の位置及び幅、車いす利用者用駐車施設の位置及び幅、車いす利用者用駐車施設から出入口までの通路の位置及び幅員その他整備基準に適合させるべき部分の位置及び寸法		方位、道路及び目標となる地物		方位、道路及び目標となる地物	

様式第1号 適合証交付申請書(第7条関係)

(A4判)

適合証交付申請書				
			年 月 日	
秋田県知事 様		住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第21条第1項の規定により、適合証の交付を受けたいので次のとおり申請します。				
施設の名称				
施設の所在地				
施設の区分		建築物 ・ 公共交通機関の施設 ・ 道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場		
設 の 概 要	建築物	主要な用途	構造 階 数	
	公共交通機関の施設	規 模	造 地上 階/地下 階 計	
	道 路	延 長	m	
	公 園 等	敷地面積	m ²	
	路外駐車場	駐車の用に供する部分の面積	m ²	
	担当者連絡先	住 所		
	氏 名	電 話 番 号		
受 付		処 理		
年 月 日				

備考

- 1 施設の区分の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 2 印欄には、記入しないでください。

様式第2号 適合証(第7条関係)



備考

- 1 大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。
- 2 材質は、アクリル樹脂製とする。
- 3 マークの地色及び「[秋田県]」の周囲の色は黄、マークの輪郭線及び「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」の文字の色は橙、「適合証」の周囲の色及び「[秋田県]」の文字の色は青とする。

様式第3号 特定生活関連施設新築等協議書(第9条関係)

(A4判)

特定生活関連施設新築等協議書				
			年 月 日	
秋田県知事 様		住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり協議します。				
施設 の 名 称				
施設 の 所 在 地				
施設 の 区 分		建築物 ・ 公共交通機関の施設 ・ 道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場		
新築等の種別		新築 ・ 新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更		
施設 の 概 要	建 築 物	主 要 な 用 途	構 造	
		造		階 数
	公 共 交 通 機 関 の 施 設	規 模	新築等の部分	それ以外の部分
			m ²	m ²
	道 路	延 長 m		
	公 園 等	敷地面積 m ²		
路外駐車場	駐車のために供する部分の面積 m ²			
工事着手予定日		年 月 日	工事完了予定日	
担 当 者 連 絡 先		住 所		
		氏 名	電 話 番 号	
県 受 付		市町村受付		
年 月 日		年 月 日		
處 理				

備考

- 1 施設の区分の欄及び新築等の種別の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 2 印欄には、記入しないでください。

様式第4号 特定生活関連施設変更協議書(第9条関係)

(A4判)

特定生活関連施設変更協議書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり協議します。

施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地			
施 設 の 区 分	建築物 ・ 公共交通機関の施設 ・ 道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場		
特定生活関連施設 新築等協議書	県受付番号 県受付年月日 年 月 日		
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後
担 当 者 連 絡 先	住 所		
	氏 名		電 話 番 号

県 受 付	市町村受付	処 理
年 月 日	年 月 日	

備考

- 1 施設の区分の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 2 印欄には、記入しないでください。

様式第5号 特定生活関連施設工事完了届出書(第11条関係)

(A4判)

特定生活関連施設工事完了届出書			
			年 月 日
秋田県知事 様		住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第23条の規定により、次のとおり届け出ます。			
施設の名称			
施設の所在地			
施設の区分	建築物 ・ 公共交通機関の施設 ・ 道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場		
特定生活関連施設新築等協議書	県受付番号 県受付年月日 年 月 日		
工事完了年月日	年 月 日		
条例第21条第1項の規定による適合証の交付申請	申請する ・ 申請しない		
担当者連絡先	住 所		
	氏 名	電話番号	
受 付	処 理		
年 月 日			

備考

- 1 施設の区分の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 2 条例第21条第1項の規定による適合証の交付申請の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 3 印欄には、記入しないでください。

様式第6号 立入調査身分証明書(第12条関係)

(表 面)

第	号	身 分 証 明 書	
		所 属	
		職 名	
		氏 名	
<p>上記の者は、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第25条第1項の規定による立入調査をする職員であることを証明する。</p>			
			<p>年 月 日 交付</p> <p>秋田県知事 印</p>

(裏 面)

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例(抜粋)

(立入調査)

第25条 知事は、前条及び次条(第4項を除く。)から第28条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に特定生活関連施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考

大きさは、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

様式第7号 特定生活関連施設適合状況報告書(第13条関係)

(A4判)

特定生活関連施設適合状況報告書					
			年 月 日		
秋田県知事 様		住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第28条の規定により、次のとおり報告します。					
施 設 の 名 称					
施 設 の 所 在 地					
施 設 の 区 分		建築物 ・ 公共交通機関の施設 ・ 道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場			
施 設 の 概 要	建 築 物	主 要 な 用 途	構 造	階 数	
				造	地上 階/地下 階
	公 共 交 通 機 関 の 施 設	規 模	新 築 等 の 部 分	そ れ 以 外 の 部 分	計
			m ²	m ²	m ²
	道 路	延 長			m
	公 園 等	敷 地 面 積			m ²
路 外 駐 車 場	駐 車 の 用 に 供 す る 部 分 の 面 積			m ²	
担 当 者 連 絡 先		住 所			
		氏 名	電 話 番 号		
受 付		処 理			
年 月 日					

備考

- 1 施設の区分の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 2 印欄には、記入しないでください。

様式第8号 特定生活関連施設新築等通知書(第14条関係)

(A4判)

特定生活関連施設新築等通知書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第37条第1項ただし書の規定により、次のとおり通知します。

施設 の 名 称							
施設 の 所 在 地							
施設 の 区 分		建築物 ・ 公共交通機関の施設 ・ 道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場					
新 築 等 の 種 別		新築 ・ 新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更					
施 設 の 概 要	建 築 物	主 要 な 用 途		構 造		階 数	
				造		地上 階 / 地下 階	
	公 共 交 通 機 関 の 施 設	規 模	新築等の部分		それ以外の部分		計
			m ²		m ²		m ²
	道 路	延 長	m		立体横断施設	横断歩道橋・地下横断歩道	
	公 園 等	敷 地 面 積	m ²		工事区域の面積	m ²	
路外駐車場	駐車のに供する部分の面積	m ²					
工事着手予定日		年 月 日		工事完了予定日		年 月 日	
担 当 者 連 絡 先		住 所					
		氏 名		電 話 番 号			

県 受 付	市町村受付	処 理
年 月 日	年 月 日	

備考

- 1 施設の区分の欄及び新築等の種別の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 2 印欄には、記入しないでください。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄